令和８年度

職業訓練指導員試験受験案内

大分県

この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づき職業訓練指導員としての資格を取得するために行うもので、合格者には申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。

（**※この試験は大分県職業訓練指導員の採用試験ではありません**）

免許を取得されると

＊免許取得者は、その職種について技能検定（１級・単一等級・２級・３級）を受検するとき、学科試験の全部が免除になります。
＊免許取得後１年の実務経験で１級の技能検定が受検できます。
＊労働安全衛生法に基づく資格を取得するとき、当該職種について試験（講習）の全部又は一部が免除されます。

１　実施職種

（１）　実技試験及び学科試験を実施する職種　**竹工芸科**

（２）　学科試験のうち指導方法のみを実施する職種

上記の（１）以外の免許職種（別表１を参照）

※ただし、受験できる者は実技試験及び関連学科が免除される者（１級技能検定合格者等）に限ります。詳細は受験資格及び免除の範囲等（別表２）をご参照ください。

２　試験科目

職種	実技試験の科目	学科試験の科目
竹工芸科	竹工芸製品製作	1　指導方法（職業訓練原理・教科指導法・訓練生の心理・生活指導・職業訓練関係法規） 2　関連学科 （１）　系基礎学科 ① デザイン（美術工芸史・構成・色彩・図案・模様） ② 安全衛生（安全管理・衛生管理） （２）　専攻学科 ① 材料（竹工芸用材料・染料用材料・塗装用材料・材料処理法） ② 工作法（材料加工法・編組加工法・仕上加工法・着色法・塗装法・仕様及び積算）
上記以外の免許職種		指導方法（職業訓練原理・教科指導法・訓練生の心理・生活指導・職業訓練関係法規）

３　受験資格

（受験資格及び試験の免除の範囲については別表 2-(1)または別表 2-(2)参照）

（１）竹工芸科

職業能力開発促進法による受験資格を有する者

（２）上記以外の免許職種

実技試験の全部、及び学科試験のうち関連学科が免除される者

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。（（１）、（２）共通）

①拘禁刑以上の刑、又は旧刑法の禁錮刑以上に処せられた者

②職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者

また、精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者は、試験に合格しても職業訓練指導員免許を受け

ることができません。

4　試験日時及び試験会場

（1） 竹工芸科を受験する場合

① 日　時 ：令和 9 年 1 月 30 日(土)午前 9 時 00 分から

② 会　場 ：大分県立竹工芸訓練センター〔別府市東荘園３丁目４番３号〕

（2） 指導方法のみを受験する場合

① 日　時 ：令和 9 年 1 月 30 日(土)午前 9 時 00 分から

② 会　場 ：大分県立大分高等技術専門校〔大分市大字下宗方字古川 1035-1〕

※集合時刻や試験時間等の詳細については、申請受理後送付する受験票に記載します。

5　受験申請の手続

（1）受験申請に必要な書類

ア．職業訓練指導員受験申請書

イ．写真２枚（縦 4cm×横 3cm、申請前 6 か月以内に撮影した上半身正面無帽のもの）
裏面に氏名を記入してください

ウ．受験資格及び試験の免除資格を証明する書類
（合格証書、卒業証書、修了証書、実務経験証明書等）

（2）書類の提出先

ア．郵送・持参

〒870-8501　大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
大分県商工観光労働部産業人材政策課　宛て

※郵送の場合は、簡易書留で、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きししてください。

イ．電子申請

右のＱＲコードより大分県庁ホームページにアクセスし、申請を行ってください。

（3）受付期間

令和 8 年 12 月 10 日(木)～12 月 24 日(木)16 時 15 分
＜郵送＞12 月 24 日(木)の消印のあるものまで受け付けます。
＜持参＞土・日曜日・祝日を除く 8 時 30 分～16 時 15 分
＜電子申請＞土・日曜日・祝日も申請することができます。

（4）受験手数料

①手数料の額　　学科試験　**3,100 円**（指導方法のみの受験を含む）
実技試験　**15,800 円**

②納付方法

ア．郵送・持参　受験手数料相当額の**大分県収入証紙**を受験申請書の所定欄に貼り付けてください。**（収入印紙ではありません。）**

※大分県収入証紙の主な取扱窓口
大分県納付センター、各振興局、各土木事務所等の県の機関、大分県職員消費生活協同組合の売店等

イ．電子申請　申請時に、「オンライン決済」か「納入通知書で金融機関にて支払」を選択してください。

なお、**申請書を受理した後は、いかなる理由があっても受験手数料は返還しません。**
学科試験のすべてを受験する場合でも、学科試験の一部を受験する場合でも、受験手数料は同額です。

（5）受験票

受験申請書を受理した時は、後日受験票を送付します。
受験票は試験当日、必ず持参してください。
電子申請の場合は、申請システム上でデータにて交付しますので、試験当日は写真を貼り付けて持参してください。（写真は、電子申請時と同じものを貼り付けてください）
試験日の 1 週間前になっても受験票が到着しない場合には、お問い合わせください。

6　実技試験及び学科試験の全部の免除者(全免除者)の受験手続及び免許交付申請

実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる方（以下「全免除者」という）も、受験申請が必要です。この場合、上記 5（3）の申請書類受付期間に限らず、通年で申請することができ、併せて、職業訓練指導員免許の申請手続きを行うことができます。全免除者は、上記 5（1）の受験に必要な書類と併せて、「職業訓練指導員免許申請書」を提出してください（受験手数料の納付は不要ですが、「免許交付手数料 2,300 円」が必要です。）申請書に収入証紙を貼付、または電子申請によって納付してください。

なお、職業訓練指導員免許申請書の様式は、大分県のホームページからダウンロード可能です。また、全免除者の受験申請書を受理した場合は、受験票は送付しません。

7　合格発表

令和 9 年 2 月 12 日(金)に、大分県のホームページに合格者の受験番号を掲載し、合格者のみに合格を通知します。

8　試験結果の開示

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、試験の得点を口頭により開示します。開示を希望する場合は、受験票及び受験者本人と確認できるもの（運転免許証等）を持参してください。受験者本人に限ります。（代理人は不可）なお、電話やはがき等による開示には応じられません。

開示場所：大分県商工観光労働部産業人材政策課（県庁本館 7 階）

開示期間：令和 9 年 2 月 12 日(金)から令和 9 年 3 月 12 日(金)の間

（土・日曜日・祝日を除く 8 時 30 分から 16 時 15 分）

9　注意事項

（1）　受験当日は、受験票、筆記用具等を必ず持参してください。

（2）　受験申請後に、住所・勤務先等の変更があった場合は、直ちに連絡してください。

10　その他

受験申請書等の様式は、県のホームページでダウンロード出来るほか、県内各高等技術専門校、大分県職業能力開発協会、及び大分県商工観光労働部産業人材政策課において配付します。

【指導方法の試験参考図書】

『職業訓練における指導の理論と実際』

発行者　一般財団法人　職業訓練教材研究会

※当課での販売はしておりません。発行元または書店にてご購入ください。

【試験会場（指導方法のみ）】

大分県立大分高等技術専門校

大分市大字下宗方字古川 1035-1

電話　097(542)3411

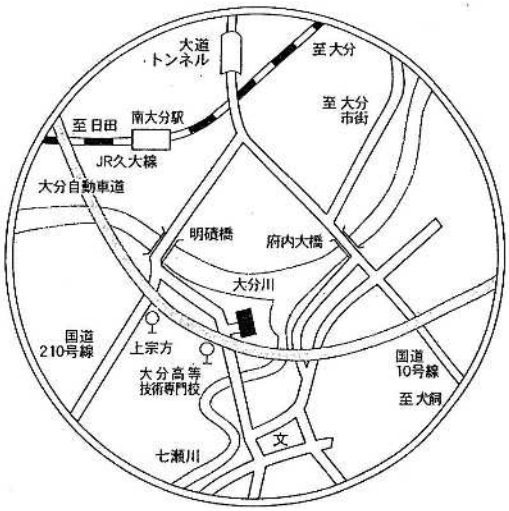
【試験会場までの公共交通機関】

○大分バス

明磧経由ふじが丘行
〃　田尻ニュータウン行　→　大分高等技術専門校下車（徒歩 5 分）

明磧経由　各方面行　→　上宗方下車（徒歩 15 分）

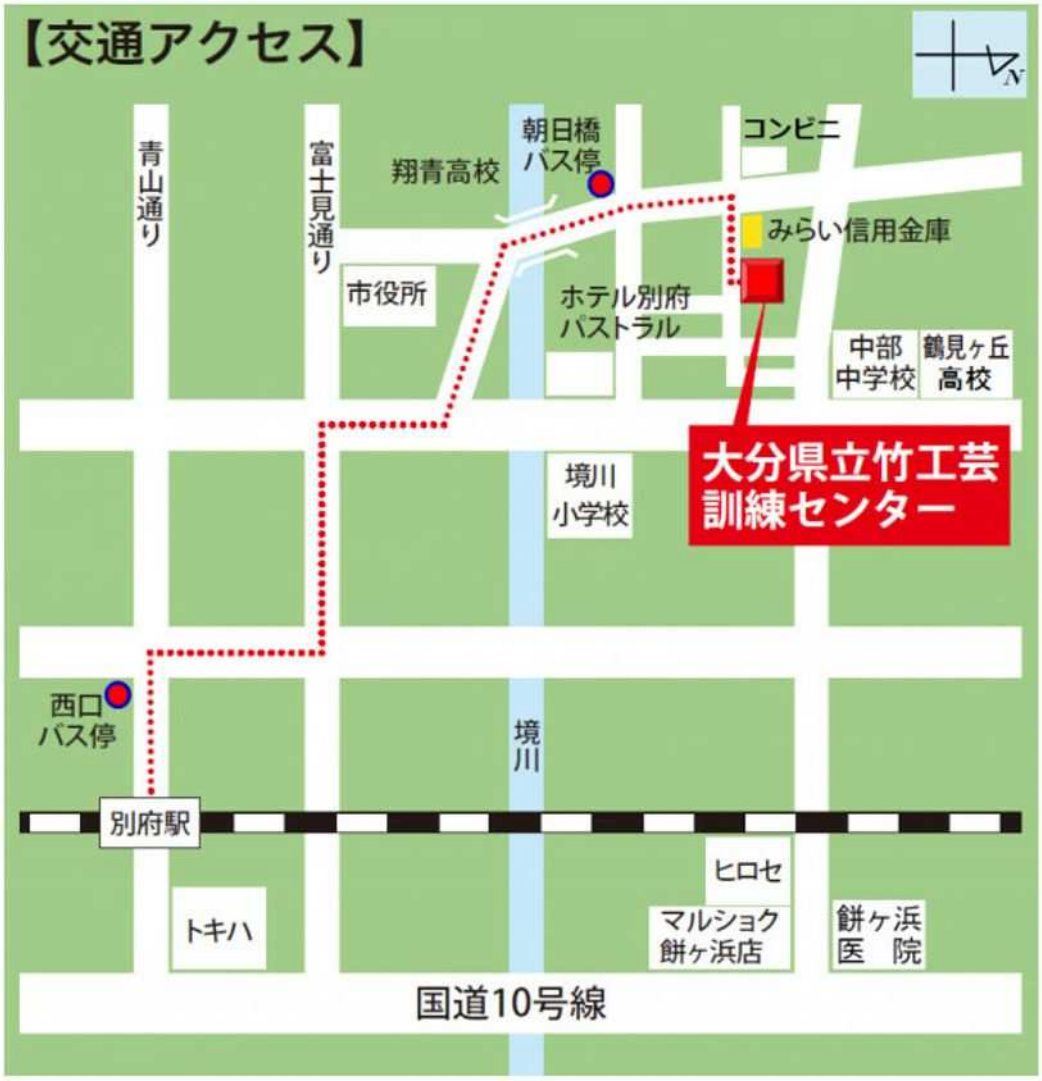
※乗り場は、大分駅前、トキハ前等です。



【試験会場（竹工芸科）】

大分県立竹工芸訓練センター
別府市東荘園 3-4-3
電話　0977（23）3609

○亀の井バス　　別府駅西口バス停より乗車　→　○朝日橋バス停で下車　→　徒歩３分
系統番号[２]　竹の内経由／鉄輪行き
系統番号[４]　九大別府病院経由／南原行き
系統番号[５]　野口原経由／立命館アジア太平洋大学行き
系統番号[７]　野口原経由／別府リハビリ行き
系統番号[41]　サファリ・仙人田行き



○この試験に関する問い合わせ先○
大分県商工観光労働部産業人材政策課　職業能力開発班
大分市大手町３丁目１番１号（大分県庁本館７階）　電話 097-506-3330

別表１

●職業訓練指導員免許職種一覧

	免許職種		免許職種		免許職種
1	園芸科	42	縫製科	83	住宅設備機器科
2	造園科	43	和裁科	84	さく井科
3	森林環境保全科	44	寝具科	85	土木科
4	鉄鋼科	45	帆布製品科	86	測量科
5	鋳造科	46	木型科	87	建築物設備管理科
6	鍛造科	47	木工科	88	ボイラー科
7	熱処理科	48	工業包装科	89	クレーン科
8	塑性加工科	49	紙器科	90	建設機械運転科
9	溶接科	50	製版・印刷科	91	港湾荷役科
10	構造物鉄工科	51	製本科	92	化学分析科
11	金属表面処理科	52	プラスチック製品科	93	公害検査科
12	機械科	53	レザー加工科	94	木材工芸科
13	電子科	54	ガラス科	95	竹工芸科
14	電気科	55	ほうろう製品科	96	漆器科
15	コンピュータ制御科	56	陶磁器科	97	貴金属・宝石科
16	発変電科	57	石材科	98	印章彫刻科
17	送配電科	58	麺科	99	塗装科
18	電気工事科	59	パン・菓子科	100	広告美術科
19	自動車製造科	60	食肉科	101	デザイン科
20	自動車整備科	61	水産物加工科	102	義肢装具科
21	自動車車体整備科	62	発酵科	103	電気通信科
22	航空機製造科	63	建築科	104	電話交換科
23	航空機整備科	64	枠組壁建築科	105	事務科
24	鉄道車両科	65	とび科	106	貿易事務科
25	造船科	66	建設科	107	流通ビジネス科
26	時計科	67	プレハブ建築科	108	写真科
27	光学ガラス科	68	屋根科	109	介護サービス科
28	光学機器科	69	スレート科	110	理容科
29	計測機器科	70	建築板金科	111	美容科
30	理化学機器科	71	防水科	112	ホテル・旅館・レストラン科
31	製材機械科	72	サッシ・ガラス施工科	113	観光ビジネス科
32	内燃機関科	73	畳科	114	日本料理科
33	建設機械科	74	インテリア科	115	中国料理科
34	農業機械科	75	床仕上げ科	116	西洋料理科
35	縫製機械科	76	表具科	117	臨床検査科
36	織布科	77	左官・タイル科	118	フラワー装飾科
37	織機調整科	78	築炉科	119	メカトロニクス科
38	染色科	79	ブロック建築科	120	情報処理科
39	ニット科	80	熱絶縁科	121	フォークリフト科
40	洋裁科	81	冷凍空調機器科	122	建築物衛生管理科
41	洋服科	82	配管科	123	福祉工学科

別表２－（1）

●受験資格及び免除の範囲

受験資格（主なもの）		実務経験年数	実技	免除の範囲		
				学科		
				関連学科		指導方法
				系基礎学科	専攻学科	
学校教育	●大学卒業	１年以上		○	○	
	●短期大学卒業	２年以上				
	●高等専門学校卒業	２年以上		○	○	
	●職業課程の高等学校卒業	３年以上				
	普通課程の高等学校以上卒業	５年以上				
	中学校卒業(実務のみの経験者)	８年以上				
職業訓練	長期課程の指導員訓練終了	１年以上				
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練終了	―		○	○	
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練終了	１年以上		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練終了	２年以上				
	●専修訓練課程の普通職業訓練終了	３年以上				
	●短期課程の普通職業訓練(７００時間以上)終了	３年以上				
厚生労働大臣が指定する学校	●専門課程(２年)の専修学校卒業	３年以上				
	●専門課程(３年)の専修学校卒業	２年以上				
	●高等課程若しくは一般課程(２年)の専修学校又は各種学校(２年)卒業	４年以上				
	●高等課程若しくは一般課程(３年)の専修学校又は各種学校(３年)卒業	３年以上				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験の合格者		―	○			
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者		―		○		
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者		―			○	
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者		―				○
職業能力開発促進法による技能検定１級又は単一等級合格者（ただし「バルコニー施工」「電子回路接続」は免除されません）		―	○	○	○	
職業能力開発促進法による技能検定２級合格者		―	○			
他職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者		―		△		○

(注) ●は免許職種に関する学科を修めて卒業していること。

△は当該免許職種に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限り免除される。

別表２－（２）

●他の法令による受験資格及び免除の範囲（主なもの）

免許職種	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲			
			実技	学科		
				関連学科		指導方法
				系基礎学科	専攻学科	
溶接科	労働安全衛生規則によるガス溶接作業主任者免許若しくはガス溶接技能講習の修了証を有する者又はボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許若しくは普通ボイラー溶接士免許を有する者	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
建設機械科	建設業法施行令による建設機械施工の技術検定の合格証明書を有する者	建設業法施行令による建設機械施工の１級の技術検定の合格証明書を有する者		○	○	
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法による第１種冷凍機械責任者、第２種冷凍機械責任者又は第３種冷凍機械責任者の免状を有する者	高圧ガス保安法による第１種冷凍機械責任者の免状を有する者		○	○	
発変電科	電気事業法施行規則による第１種ボイラー・タービン主任技術者又は第２種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	電気事業法施行規則による第１種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者		○	○	
電気科	電気事業法施行規則による第１種電気主任技術者、第２種電気主任技術者若しくは第３種電気主任技術者の免状を有する者、昭和５４年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	電気事業法施行規則による第１種電気主任技術者、第２種電気主任技術者若しくは第３種電気主任技術者の免状を有する者、昭和５４年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者		○	○	
送配電科	電気事業法施行規則による第１種電気主任技術者、第２種電気主任技術者又は第３種電気主任技術者の免状を有する者	電気事業法施行規則による第１種電気主任技術者、第２種電気主任技術者又は第３種電気主任技術者の免状を有する者		○	○	
電気工事科	電気事業法施行規則による第１種電気主任技術者、第２種電気主任技術者若しくは第３種電気主任技術者の免状を有する者、エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者、建設業法施行令による電気工事施工管理の技術検定の合格証明書を有する者又は電気工事士法による第１種電気工事士の免状を有する者	電気工事士法による第１種電気工事士の免状を有する者	電気工事のみ			
		電気事業法施行規則による第１種電気主任技術者、第２種電気主任技術者若しくは第３種電気主任技術者の免状を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者		○	○	
電子科	電波法による第１級陸上無線技術士若しくは第２級陸上無線技術士若しくは第１級アマチュア無線技士若しくは第２級アマチュア無線技士の免許を有する者又は昭和４８年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	電波法による第１級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
		昭和４８年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者		○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による１級大型自動車整備士、１級小型自動車整備士、１級二輪自動車整備士、２級ガソリン自動車整備士、２級ジーゼル自動車整備士若しくは２級二輪自動車整備士、平成１２年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による１級四輪自動車整備士又は昭和５３年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による２級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による１級大型自動車整備士、１級小型自動車整備士、１級二輪自動車整備士、２級ガソリン自動車整備士、２級ジーゼル自動車整備士若しくは２級二輪自動車整備士、平成１２年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による１級四輪自動車整備士又は昭和５３年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による２級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による１級大型自動車整備士、１級小型自動車整備士、２級ガソリン自動車整備士若しくは自動車車体整備士、平成１２年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による１級四輪自動車整備士又は昭和５３年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による２級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による１級大型自動車整備士、１級小型自動車整備士、２級ガソリン自動車整備士若しくは２級ジーゼル自動車整備士、平成１２年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による１級四輪自動車整備士又は昭和５３年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による２級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備（内燃機関除く）	○	○（車枠及び車体整備法を除く）	
		自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
航空機製造科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者		○	○	
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者及び航空法による１等航空整備士若しくは２等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験合格証を有する者		○	○	
		航空法による１等航空整備士若しくは２等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	

別表２－（３）

●免許職種と技能検定職種との対応表

免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾
造園科	造園
森林環境保全科	造園
鉄鋼科	金属溶解
鋳造科	金属溶解
	鋳造
	粉末冶金
	ダイカスト
鍛造科	鍛造
熱処理科	金属熱処理
	金属材料試験
機械科	機械加工
	放電加工
	金型製作
	仕上げ
	機械検査
	機械保全
	油圧装置調整
	テクニカルイラストレーション
	機械・プラント製図
	切削工具研削
塑性加工科	金属プレス加工
	工場板金
	建築板金
	鉄工
構造物鉄工科	鉄工
金属表面処理科	めつき
	アルミニウム陽極酸化処理
電子科	電子回路接続
	電子機器組立て
	半導体製品製造
	自動販売機調整
電気科	電気機器組立て
	自動販売機調整
	電気製図
自動車製造科	内燃機関組立て
鉄道車両科	鉄工
	鉄道車両製造・整備
造船科	鉄工
時計科	時計修理
光学ガラス科	光学機器製造
光学機器科	光学機器製造
製材機械科	切削工具研削
内燃機関科	内燃機関組立て
建設機械科	建設機械整備
農業機械科	農業機械整備
縫製機械科	縫製機械整備
染色科	染色
ニット科	ニット製品製造
洋裁科	婦人子供服製造
洋服科	紳士服製造
縫製科	布はく縫製
和裁科	和裁
寝具科	寝具製作
帆布製品科	帆布製品製造
木工科	機械木工
	家具製作
	建具製作
工業包装科	工業包装
紙器科	紙器・段ボール箱製造
製版・印刷科	製版
	印刷

免許職種	技能検定職種
製本科	製本
プラスチツク製品科	プラスチック成形
	強化プラスチック成形
陶磁器科	陶磁器製造
石材科	石材施工
麺科	製麺
パン・菓子科	パン製造
	菓子製造
食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
水産物加工科	水産練り製品製造
発酵科	みそ製造
	酒造
建築科	建築大工
	枠組壁建築
	バルコニー施工
	サッシ施工
枠組壁建築科	建築大工
	枠組壁建築
	バルコニー施工
とび科	とび
建設科	型枠施工
	鉄筋施工
	コンクリート圧送施工
屋根科	かわらぶき
建築板金科	建築板金
防水科	防水施工
サッシ・ガラス施工科	カーテンウオール施工
	ガラス施工
	サッシ施工
畳科	畳製作
インテリア科	内装仕上げ施工
	表装
床仕上げ科	内装仕上げ施工
表具科	表装
左官・タイル科	左官
	タイル張り
築炉科	築炉
ブロック建築科	ブロック建築
	ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ施工
熱絶縁科	熱絶縁施工
冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
配管科	配管
住宅設備機器科	配管
さく井科	さく井
	ウエルポイント施工
土木科	ウエルポイント施工
建築物設備管理科	ビル設備管理
化学分析科	化学分析
公害検査科	化学分析
貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
印章彫刻科	印章彫刻
塗装科	塗装
	塗料調色
広告美術科	広告美術仕上げ
義肢装具科	義肢・装具製作
写真科	写真
日本料理科	調理
中国料理科	調理
西洋料理科	調理
フラワー装飾科	フラワー装飾
メカトロニクス科	電気機器組立て
建築物衛生管理科	ビルクリーニング

※　本表に記載の無い、名称変更又は廃止されている技能検定職種については、お問合せください。